

自然とのふれあい 愛らんどマガジン

平成13年12月10日 第三種郵便物認可
平成14年7月11日発行 (創刊月1日発行) 第2巻第4号通巻第6号

夏の礼文・利尻紀行 畑正憲 島を語る

北海道から沖縄まで
島のうまいものの紀行

7

JULY 2006
780 yen

SPECIAL INTERVIEW

作家と島の暮らし

畑正憲

無人島記で
新しい
文学スタイルの
創造を

SPECIAL FEATURE TWO

総力特集②

島で元気になる
島の
ヒーリング
ストーリー

ホエールウォッチング・イルカに逢う
神津島の別天地
小笠原のジャングルトレッキング
屋久島でカヌーに乗る
日間賀島でタコと遊ぶ

SPECIAL FEATURE THREE

総力特集③

奄美のやさしい
島ライフ

島ライターと老人の

奇妙な

共同生活

SPECIAL FEATURE ONE

総力特集①

花・礼文と
山・利尻を歩く

特別付録

北海道

島ガイド

ブック

特別企画

・マレーシアランカウイ島の楽園時間

・40名に豪華プレゼント

減税・免税で暮らしやすい ヨーロッパの島々

山田：ヨーロッパの島々では、消費税免除などの政策がとられているために物価が非常に安く、島全体が活気に満ちていることが聞きます。私はシシリ島に行ったことがありますが、物価も安く楽しかったです。ここでは消費税の減免政策をやっているの、私はほとんど無銭旅行で楽しませてもらいました。これに対し、日本の島は、物価が高く、暮らにくい面もありますね。

松原：イギリスのマン島では、175%の消費税が免税になっていきます。このため、物価が安く、島民の方々は非常にゆとりのある生活をしているそうです。佐藤：地中海のコルシカ島では、消費税をフランス本土の1/2以下に設定し、その他にも事業税、所得税、法人税に超軽減税率を適用し、さらに相続税を免税にしています。これは、島への定住を推奨するためです。

山田：ヨーロッパの離島対策は、非常に大胆ですね。このようにドラステックにやるだけ効果があるのでしょうか。
松原：ヨーロッパの国々では、島に自立を

求める傾向にあります。つまり、「取らない」ことによって自立を促し、逆に援助金などを減らすと、これが、いい経済効果を生んでいるようです。

平岡：ヨーロッパの島々は、世界的にも有名で観光面が強い。だから、このように各島々が自立できるような政策がこれなのでしょう。日本の島というのは本当に小さな島々の集まりで、なかなかヨーロッパと同じような方法で自立した島を作るには難しい部分があると思います。

日本は日本の立場を考えていかなければいけない事もあるでしょうね。

物価が高くて、
日本の離島
にすみにくい

山田：日本の離島の現状をみてみましょう。まず、物価が高いですね。

松原：小笠原ではガソリンは高いです。本土の2倍近くしますよ。
佐藤：島に比べては違いますね。瀬戸内海だとそこまではいきません。高い・安いと

離振法を大きく転換、 離島は減税で 活性化を

— 島嶼議連、若手大いに語る —

消費税もガソリンも税も要らない—そんな島ができれば

ヨーロッパの島は、減税・免税措置がとられているところが多く、

物価が安く暮らしやすい。

本誌では創刊号にヨーロッパの島の特集をして、税制を紹介している。

日本の離島は物価が高く、ガソリンなどもかなり割高である。

島嶼議連では、日本の離島にもこのような税制がこれからは必要だと

消費税免除・揮発油税（ガソリン）軽減を主軸に法案を作った。

予定されている離島振興法の改正案に一部盛り込んでもらいたいと

準備を担当した若手議員に大いに語ってもらった。

という問題もありますが、所得とのバランスを見ても、必要であれば、島では仕事が少ない、農業・漁業が多いために当然島民の所得も低いという状況で、商品の物価だけ高いというところに問題があると思います。

山田：長崎県の離島はやはり高いです。本土よりすべてに5〜6%は高い。ガソリンは3から4割は高い。



平岡秀夫
1954年山口県岩国市生まれ。
衆議院議員・民主党所属。
東京大学法学部卒。
弁護士でもあり、国税庁長、
内閣法制局参事官などを歴任。
今回の法務に関するご意見書。

平岡：山口県の島は、輸送費の問題はさほどないですが、価格競争がほとんどなされてないといふこともあり、やはり物価は高いと思います。高い物価に消費税がその分、本土より高くなりますから、不公平といえそうですね。

松原：離島は、日本国土における地理的な意義がある。なにしろ経済水域を16倍に引き上げているわけですから。離島を守ることは国策だという認識が日本には不足していると思います。

こころ：離島振興も大胆に転向を

山田：では、このような日本の現状から、ヨーロッパ並みに、日本も減税策をとったらどうかといった話を持ち上げられましたね。

松原：そうです。島嶼議連で小委員会を作って、みんなで財務省、衆議院法制局、離島振興課にも参加していただいて、約2カ月毎週集まって勉強会を開きました。

山田：今度の島では、消費税、ガソリン税を取らない法案をまとめるにあたって、かつて財務省にもいた平岡先生、どのような部分にずいぶん苦労されましたか。

平岡：税務当局というのは、法を作ったときに「いかに悪用されないか」ということを一番考えます。しかし、それに固執してしまうと魅力のないつまらない法律になってしまいます。ある程度良心的な納税者を前提に法律を作って行かざるを得ません。

島の今の状況と、またこれから日本にとって島が重要な存在になってくるといふ二つの視点を共有して初めてこういう制度を作ることへの理解が得られるのではないかと思います。

佐藤：それに、これからは、地方・国のありかたを、みんなできちんと考えていかなければならないと思います。各々の地域で特色があり、

離島に「あけぼの」の光を

水産経済経営研究所代表 松下晃一

かねて離島振興の決め手は税制にあると提言してきました。生活や事業にハンデのある離島に、消費税や諸税を減免することが活力の源泉になることは、西欧先進国では常識にさえなっています。離島は暮らしやすい、訪ねやすい、滞在しやすいとなつて、人々が定着し、仕事があり、本土との交流が活発になります。

しかしわが国の離島は物価が高く、生活は苦しく、仕事はしにくいのが実情です。これは本土なみ一杯の徴税が原因です。しかし政府は税制の一国二制度を嫌い、離島の不利を補うため、公共事業に優遇を与えてきました。しかしここ数十年間、離島の活性化にそれほどの効果を発揮したでしょうか。不公平な一国二制度を守るための公共事業支出と、離島の荒廃はもう限界を越えています。

離島の価値と、それを守る人々への支援は、国の離島政策の思考転換にあります。これができるのは、行政ではなく政治、特に若い国会議員の先生方しかありません。島嶼議員連盟の離島消費税免除の政策要綱は、離島に「あけぼの」の光となる快挙だと思います。また実現までに山や谷があるでしょうが、どうか特段のご尽力をお願いしてやみません。

知恵があり、活力を持っているのだから、みんな考えていけるような環境が必要なんです。

この法案に関しては「一国二制度」という批判もありますが、前向きに考えれば柔軟な考え方もあると思います。様々な地域の人が意思を持って話し合っていくべきですよ。

松原：この法案はプラス思考で考えたいです。このままでもよくと離島はますます寂れてしまいます。マイナス思考に陥つていては離島振興はできないですよ。つまり、ヨーロッパが寂れていた島が大胆な減税政策で元気になったのですから、「これを行ったら問題が発生するのでは」とか「悪用されるだろう」という話よりも、積極的に行うべきです。

平岡：こころから離島振興も大きく転換を図るべきではないでしょうか。

山田：なんとかなら離島に活力を付けたいですね。ところで、「離島」という対象地域はどのように考えたいでしょうか。

離島に係る消費税の免除 (政策要綱)

離島は、本土から隔絶している特殊事情により、離島内の物価が本土と比較して高い等不利な条件下に置かれている。このため、離島内において譲渡等が行われる物品・サービスに係る消費税の支払を以下のとおり免除することとし、これにより、離島内の物価の抑制を図り、島民の生活の安定と離島への来訪者の増加を通じて観光業その他の産業の振興を図るものとする。

(参考)海外の例では、コリスカ島(仏)、マン島(英)等について、一定の物品・サービスに係る付加価値税の軽減措置が講じられている。

1. 対象地域

消費税の免除特例の適用対象とする地域は、次に掲げる地域とする。

- 離島振興法第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域
- 沖縄振興特別措置法第3条第3号に規定する離島
- 奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定する奄美群島
- 小笠原諸島振興開発特別措置法第2条第1項に規定する小笠原諸島

2. 対象とするサービス

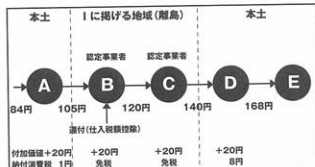
消費税の免除特例の適用対象とする物品・サービスは、次に掲げるものとする。

- 1に掲げる地域内で売買・貸付けが行われた食料品、土産物、生活用品その他の物品で、当該地域内で引渡しが行われたもの
- 1に掲げる地域内で提供されたサービスで、ホテルの宿泊サービス、演劇の上演等その性質上当該地域内のみでその提供が完了するもの

3. 免除の手法

1に掲げる地域内において事業を行う者として税務当局から認定を受けた事業者が、1に掲げる地域内において2に掲げる物品・サービスの譲渡等を行った場合には、当該譲渡等に係る消費税を免除するものとする。

注) 認定事業者は、税務当局への申告により本特例の適用を受け、その際、課税仕入れに対し、当該譲渡等に関する帳簿、伝票等の証拠書類の整理及び保存を義務づけるものとする。



別図

山田：具体的な話になります。島の認定事業者は帳簿で税金を還付

どのような手法で行うのでしょうか。平岡：検討の過程では、本土から離島へものをもつて

山田正彦
衆議院議員・自由党所属。
長崎県五島列島出身。
島根県連の事務局長として、
離島問題に強い関心をもつ。



いくときに、税を免除するという方法を考えていました。しかし、島の中にある事業者のところで免税をする、そこで還付をするという仕組みの方が、島内で完結する仕組みであるということ、いいのはないかということになりました。あとはこの制度を島の人々にどう利用してもらうかです。山田：財務省や法務局とも何度も打ち合わせして苦勞して作り上げた法案です。実現可能な制度だと確信しています。鳥嶺議員連で一応の採択を得たわけですが、これからどのようにしていくべきでしょうか。佐藤：それぞれの党に持ち帰り、この案に対し、賛同いただけるのであれば、国会に離島振興法の修正案として議員提案をしなければならぬでしょうね。

松原：現在離島振興法の審議が行われている

走ることが、暮らしを支える。走ることが、未来を支える。

(注) 全日本トラック協会は、環境問題に真剣に取り組み、地球の明日を考えたトラック輸送の実現をめざします。



そのためにはまず、いま必要なことから実施しています。

- 無駄なアイドリングをやめる
- 制限速度を守る
- 過積載や過労運転をなくす
- 共同輸・配送などで、輸送の効率化を推進する
- 低公害車の普及を促進する

トラックは、変わりつつあります。生活と環境を守るために。

JTA 全日本トラック協会

〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1 日本郵船ビル10F TEL: 03-5561-1111 FAX: 03-5561-1112



佐藤公治

1959年広島県生まれ。
衆議院議員・自由党所属。
慶應義塾大学法学部卒。
株式会社電通勤務後、衆議院議員公設秘書、財務大臣秘書官を経て現在に至る。
自由党総務副委員長。

る中で、すぐに盛り込めるのは微妙。今回の改正案には是非頭だししおけば、そのうち財務



松原仁

1956年東京生まれ。
衆議院議員・民主党所属。
早稲田大学商学部卒。
東京理科大学を経て、
2000年伊豆諸島・小笠原諸島を含む東京3区で衆議院議員初当選。

よう。我々政治家の使命ですね。全員：ぜひ、実現に向けて頑張りましょう。

省を納得させて、租税特別措置法で実現できるといいますね。根気よく取り組んでいきたいですね。山田：超党派で提案をし、かつ幅広く、こういう趣旨のものをたくさんの人に分かってもらわないといけませんね。んね。町長さんや親光協会の方々も含め、広めていきたいです。気持ちよく皆さんの人に伝えないと。佐藤：国のあるべき姿、地方のあるべき姿、そういう大義名分をつけ、その中で離島といふものはこうあるべきだと言え環境を作っていくまし

離島に係る揮発油税の軽減（政策要綱）

離島においては、本土から隔絶している特殊事情により、ガソリンの価格が本土と比較して高く、日常生活及び産業活動の上で大きな負担となっている。このため、離島に住所又は事務所を有する者が購入するガソリンに係る揮発油税を以下のとおり軽減することとし、これにより、離島におけるガソリンの価格の抑制を図り、島民の生活の安定と産業の振興を図るものとする。

1. 対象地域

揮発油税の軽減特例の適用対象とする地域は、次に掲げる地域とする。

- 離島振興法第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域
- 沖縄振興特別措置法第3条第3号に規定する離島
- 奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定する奄美群島
- 小笠原諸島振興開発特別措置法第2条第1項に規定する小笠原諸島

II. 対象とするガソリン

揮発油税の軽減特例の適用対象とするガソリンは、次に掲げる要件を満たすものとする。

- 1に掲げる地域内の給油所で給油されたガソリンであること。
- 1に掲げる地域内に住所又は事務所を有する者により、当該地域内で使用する自動車の燃料などに供するため購入されたガソリンであること。

III. 軽減の手法

1に掲げる地域内に住所又は事務所を有する者は、当該地域の給油所において、あらかじめ配布されたクーポンを当該給油業者に引き渡すことにより、揮発油税について軽減税率を適用して算出した価格でガソリンを購入し、当該給油業者は、揮発油税の申告の際、当該引渡しを受けた証明書を提出し、当該証明書に係るガソリンについて軽減税率の適用を受けるものとする。

注）当該給油業者は、税務当局に当該クーポンを返付の上申請して、証明書の交付を受けるものとし、揮発油の製造業者は、当該証明書を受け渡すことにより、揮発油税について軽減税率を適用して算出した価格でガソリンを購入するものとする。更に、当該製造業者は、揮発油税の申告の際、当該引渡しを受けた証明書を提出し、当該証明書に係るガソリンについて軽減税率の適用を受けるものとする。

離島振興法の一部を改正する法律案要綱（案） （政策要綱附随）

一 消費税の免除に関する規定の新設

離島振興対策実施地域内において事業を行う政令で定める基準に該当するものが当該地域内において行った課税資産の譲渡等（消費税法第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等をいう。）で政令で定めるものについては、租税特別措置法の定めるところにより、消費税を免除するものとする。

二 揮発油税の軽減に関する規定の新設

揮発油（揮発油税法第二条第一項に規定する揮発油をいう。以下同じ。）の製造者が、離島振興対策実施地域内にある給油所に対し、当該地域内に住所又は事務所を有する者により購入された揮発油で政令で定めるものの数量に相当する数量の揮発油をその製造場から移出する場合には、租税特別措置法の定めるところにより、当該移出に係る揮発油税を軽減するものとする。

離振法を大きく転換、
離島は**減税**で
活性化を